

## 各種 財政健全化 ・ 再建計画等の内容

計 画 の 名 称	根 拠	内 容	期 間	効 果
財政再建計画 (本再建)	地方財政再 建促進特別 措置法	①財政の再建の基本方針 ②財政の再建に必要な具体的措置 イ 毎年度の収支均衡を目標とする経費節減 計画 ロ 税徴収率の向上計画 ハ 税滞納分の徴収計画 ニ 超過課税又は法定外普通税による税増収 計画(財政再建のため特に必要と認められ る団体に限る) ③財政再建債償還年次までの歳入歳出総合年 次計画 ④財政再建債の償還計画 ⑤その他財政再建に必要な事項	概ね7年	○財政再建債 の発行(歳入 欠陥債・退職 手当債)  ○財政再建債 への利子補 給  ○指定事業に 係る国庫補 助負担率の かさ上げ
財政再建計画 (準用再建)	地方財政再 建促進特別 措置法 (準用再建)	①財政の再建の基本方針 ②財政の再建に必要な具体的措置 イ 毎年度の収支均衡を目標とする経費節減 計画 ロ 税徴収率の向上計画 ハ 税滞納分の徴収計画 ニ 超過課税又は法定外普通税による税増収 計画(財政再建のため特に必要と認められ る団体に限る) ③収支均衡目標年次までの歳入歳出年次総合 計画 ④その他財政再建に必要な事項	概ね7年	○政府資金によ る一時借入融 資のあっせん  ○一時借入金 利子に対する 特別交付税措 置
公債費負担適正化計画	平成18年度 地方債同意 等基準(平成 18年総務省 告示第211 号)	①実質公債費負担の現状と見込み ②今後の地方債発行等に係る方針、計画期間 中における実質公債費比率の適正管理のた めの方策、これに基づく実質公債費比率の見 通し 等	原則7年度 以内	○地方債の発 行許可
財政健全化計画	平成18年度 地方債同意 等基準(平成 18年総務省 告示第211 号)	①実質赤字の現状(実質赤字額、標準財政規 模に対する比率、実質赤字額が多額となつた 要因 等) ②今後の実質赤字の解消に向けた方針、計画 的な縮減の目標、これに基づく実質赤字の見 通し 等	原則7年度 以内	○地方債の発 行許可
集中改革プラン	地方行革新 指針(平成17 年3月29日 総務事務次 官通知)	①事務・事業の再編・整理、廃止・統合 ②民間委託等の推進(指定管理者制度の活用 を含む。) ③定員管理の適正化 ④手当の総点検をはじめとする給与の適正化 (給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等 諸手当の見直し等) ⑤市町村への権原委譲(都道府県に限る) ⑥出先機関の見直し(都道府県に限る) ⑦第三セクターの見直し ⑧経費節減等の財政効果 ⑨その他	概ね5年 (平成17年 度を起点に、 概ね平成21 年度まで)	(特になし)